

議案第 6 8 号

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成 1 8 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「栗山町議会会議規則（昭和 6 3 年規則第 1 号）」を「栗山町議会会議規則（昭和 6 3 年規則第 1 号。以下「会議規則」という。）」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（通年議会）

第 2 条の 2 議会は、主体的・機動的な活動を展開するため、定例会の回数を年 1 回とし、会期を通年とする。

2 前項の通年議会に関し必要な事項は、会議規則で定める。

第 5 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長その他執行機関の長への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開するものとする。

3 議員は、通年議会制度を活用し、主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長その他執行機関の長に対して文書質問を行うことができる。

第 1 1 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 議会は、1 年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを前項の議会改革推進会議において検討するものとする。

第 2 1 条第 2 項中「議長が別に」を「栗山町議会業務継続計画（BCP）において」に改める。

第 2 3 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 3 項中「議員報酬」の次に「及び費用弁償等」を加える。

第 2 7 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「第 1 1 条第 2 項」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。